

令和7年 第12回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和7年第12回 志布志市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和7年12月22日(月)					
招集の場所	志布志市役所有明庁舎 3階会議ホール					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和7年12月22日 午前9時30分				
	閉会	令和7年12月22日 午前10時21分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	上野 克比古	×	11	神宮司 順子	○
	2	福岡 裕幸	○	12	畑山 豊子	○
	3	山迫 洋一	○	13	宮脇 茂樹	○
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	○
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	○
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○
	10	栢山 信彦	○	20	福留 幸嘉	○
会議録署名委員	席番8番	宮脇 勇		席番9番	隈元 健二	
職務のため出席 した者職氏名	事務局次長	黒石		主幹兼農地GSL	宮島	
	主幹兼農地GSL	圖師		主幹兼農地GSL	杉原	
	主事補	河野		主事補	花木	
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	脇田 廣昭	×	9	欠番	—
2	工藤 雅彦	○	10	大田 唯春	×
3	嶽 利浩	×	11	本田 浩昭	×
4	今市 光則	○	12	春田 豊美	×
5	池袋 良子	×	13	圓福 悟	×
6	谷宮 誠實	×	14	垣内 りえ子	○
7	下山 重治	×	15	竹吉 雄二	×
8	道山 幸治	○	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請について（継続審議） 議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第78号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第80号 非農地証明願の承認について 議案第81号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について 議案第82号 地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見について 議案第83号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について 議案第84号 農業委員の辞任に関する諮問について</p>
-----------------------	---

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和7年第12回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>上野委員から欠席の届出がございました。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番8番、宮脇勇委員と、席番9番、隈元委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過につきまして、宮脇勇委員の報告を3件まとめてお願ひいたします。</p>
委員	宮脇勇	<p>9月の総会で依頼のありましたあっせんが、農地法第3条によりまして成立いたしましたので報告いたします。</p> <p>4ページのあっせん成立資料番号8番です。</p> <p>所在、地目等は資料のとおりですが、場所は、そお街道沿いのファミリーマート野神店から南に向かうとラーメン秀があります。そのラーメン秀から南の方へ800mといったところにあります。</p> <p>譲受者は、有明町原田にお住まいの〇〇さんで、主にお茶を栽培されております。</p> <p>農機具は、お茶全般とトラクター2台がありました。</p> <p>〇〇さん宅からは、車で約1分、300mぐらいのところにあります。</p> <p>あっせん価格は、畑2筆で6,463㎡、10a当たり43万円ちょっとで、総額280万円でした。あっせん委員は、竹吉委員と私、宮脇です。</p> <p>次に、〇〇さんの分ですが、これもなかなか、契約までは至っておりません。話についてはいるんですけど、まだ契約まで至っておりません。</p> <p>次に、〇〇さんの分ですが、これもまた、今月も2人連れて行ったんですけど、やっぱり一番端の畑ですので、木がいっぱいあり、日陰ということもあり、買い手が見つかりません。引き続き今月まで、あっせんの活動はしていきたいと思ひます。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、山迫委員の報告をお願ひいたします。</p>
委員	山迫	<p>〇〇さんの畑のあっせんですが、現在、隣接所有者と協議中であるものの決定に至っていないため、今後について協議中です。以上、報告終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、福岡裕幸委員の報告をお願ひいたします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>依頼のありました〇〇さんの分ですが、なかなか交渉がうまくいかず、買い手も見つからないので、今月をもってあっせんを打ち切りたいと思ひます。以上報告終わります。</p>

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 ただいま福岡裕幸委員から、あっせんの打ち切りの報告がございましたが、皆さんよろしいでしょうか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、工藤委員の報告を2件まとめてお願いいたします。
委員	工藤	会長より依頼のありました〇〇さんと〇〇さんのあっせんの件ですが先日、合意に至りまして、来月、成立報告ができると思います。 以上です。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、柳井委員の報告をお願いいたします。
委員	柳井	〇〇さんのあっせん活動について報告いたします。 買い手の人がいりましたが、なかなか金額の折り合いがつかなく、苦戦しました。5月の総会で出されたんですけど、なかなか買い手が見つからず、今回で打ち切りをしたいと思います。以上です。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 ただいま柳井委員から、あっせん打ち切りの報告がございましたが、皆さんよろしいでしょうか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、私の関係分について報告いたします。 11月13日、始良市にて鹿児島県各市農業委員会連絡協議会に出席、27日から28日に、全国農業委員会会長代表者集会並びに地元選出国會議員への陳情に参加、12月1日、事務局にて事務打合せを、2日から3日に、熊本県あさぎり町にて大隅地区農業委員会連絡協議会先進地研修に参加、9日、事務局にて議案打合せを行いました。 また、11月12日、有明地区公民館にて農業者年金合同地区別会議が開催され、柳井委員、神宮司委員、池袋委員、垣内委員が参加、11月18日から19日に、長崎県長崎市にて九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会が開催され、神宮司委員、平川委員、池袋委員、垣内委員が参加しました。 以上で、報告を終わります。 次に、日程第4、議案第72号、農地法第3条の規定による許可申請について(継続審議)を議題とします。 まずは、6ページ、先月の定例総会で継続審議となっていた番号105番の審議ですが、令和7年12月1日付けで、申請の取下げ願いが出されましたので、番号105番は欠番となります。 次に、日程第5、議案第77号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、8ページ、番号117番について審議いたします。番号117番は、令和7年第11回定例総会のあっせん成立番号7番で報告のあった許可申請であります。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 118 番について審議いたします。それでは、事務局の報告をお 願ひいたします。
事務局	杉原	それでは議案第 77 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 118 番 について、ご説明申しあげます。議案書は、8 ページ、総会資料は 5 ページ から 8 ページです。
		まず譲渡人は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さん、68 歳で、譲受 人は、曾於郡大崎町益丸にお住まいの〇〇さん、63 歳です。
		申請地は、記載されているとおりでございますが、畑が 2 筆で 7,849 m ² で す。
		譲受人の〇〇さんは、志布志市外にお住まいですが、確認したところ姉妹 であるため、本日はお呼びしておりません。
		〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 7 ページから 8 ページのと おりでございますが、申請地には甘藷を作付けするとのこととす。
		また、トラクター 1 台を所有しています。
		なお、通作距離は志布志町田之浦の農地につきましては、自宅から車で 30 分、松山町尾野見の農地につきましては、自宅から車で 25 分とのこととす。
		申請事由は、譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でご ざいます。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適 格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。
		以上で、番号 118 番について説明を終わります。
		ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 119 番について、審議いたします。それでは、神宮司委員の報 告をお願ひいたします。
委員	神宮司	会長より依頼のありました番号 119 番を報告いたします。
		議案書は 8 ページ、総会資料は 9 ページです。
		譲渡人は、志布志町安楽下宮内にお住まいの〇〇さん、73 歳。
		譲受人は、志布志町安楽上宮内にお住まいの〇〇さん、25 歳です。
		申請地は、議案書に記載されているとおりです。
		譲受人宅から、1.5 km のところにあります。
		申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきまして

		<p>は、規模拡大でございます。</p> <p>〇〇さんは、父、母、祖父、本人、臨時労働者と、水稻、甘藷を栽培しており、申請地には水稻を作付けする予定とのことです。</p> <p>またトラクター2台、耕運機1台、自走式田植え機1台、コンバイン1台を家族で保有しています。</p> <p>この土地は、20年ほど前から両親が耕作されていた土地であります。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、9ページ、番号120番について、審議いたします。それでは、道山委員の報告をお願いいたします。
委員	道山	<p>会長より依頼のありました番号120番を報告いたします。</p> <p>議案書は9ページ、総会資料は10ページをお開きください。</p> <p>譲渡人は、志布志町田之浦吉原自治会にお住まいの〇〇さん、80歳です。</p> <p>譲受人は、同じく志布志町田之浦田吹野自治会にお住まいの〇〇さん、68歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>譲受人宅から、2kmのところでございます。</p> <p>申請事由につきましては、譲渡人につきましては、高齢による離農。譲受人につきましては、規模拡大でございます。</p> <p>〇〇さんは、妻と2人で、水稻、キャベツを主に栽培しており、申請地には、水稻を作付する予定でございます。</p> <p>また、農機具につきましては、トラクター2台、自走式田植え機、軽トラ1台を保有しております。</p> <p>以上のことによりまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないものと思われます。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号121番について、審議いたします。それでは、中之内委員の報告をお願いいたします。

委員	中之内	<p>会長より依頼のありました番号 121 番を報告いたします。</p> <p>議案書は 9 ページ、総会資料は 11 ページから 15 ページでございます。</p> <p>譲渡人は、有明町伊崎田鍋にお住まいの〇〇さんで、譲受人も同じく有明町伊崎田鍋にあります有限会社〇〇 代表取締役〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、全 12 筆、22,072 m²でございます。</p> <p>譲受人の会社から約 10 分以内のところにありまして、申請事由は、譲渡人につきましては、農業廃止で、譲受人につきましては、規模拡大でございます。</p> <p>有限会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と家族 4 人で、お茶、大麦若葉などを栽培されており、申請地にもお茶を作付けする予定とのことでございます。</p> <p>また、農機具につきましては、トラクター 3 台、耕運機 3 台、摘採機 5 台などを所有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいいたします。</p>
議長 会場	萩迫 委員	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めまます。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>次に、10 ページ、番号 122 番と、11 ページ、番号 123 番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思ひまます。が、ご異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めまます。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>よって、番号 122 番と番号 123 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたしまます。</p> <p>それでは、坂中委員の報告を 2 件まとめてお願いいいたします。</p>
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号 122 番と番号 123 番を報告いたします。</p> <p>議案書は 10 ページ、総会資料は 16 ページから 18 ページです。</p> <p>まず、番号 122 番の譲渡人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書の記載のとおりです。</p> <p>法人事務所から徒歩 1 分のところにあります。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては、労力不足、譲受人につきましては、規模拡大でございます。</p> <p>次に番号 123 番の譲渡人は、岐阜県大垣市にお住まいの〇〇さんで、譲受</p>

		<p>人は、先ほどの番号 122 番と同じく株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載しているとおりです。</p> <p>法人事務所から 4.5 kmのところにあります。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大です。</p> <p>株式会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と 14 人で甘藷 17 町歩、水稲 60 町歩、ニンジン 16 町歩を主に栽培しており、申請地の畑は甘藷、田は早期水稲を作付するとのことです。</p> <p>またトラクター15 台、コンバイン4 台、田植え機 3 台、普通トラック 10 台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 122 番につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 123 番につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>次に、番号 124 番について、審議いたします。それでは、平川委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	平川	<p>会長より依頼のありました番号 124 番を報告いたします。</p> <p>議案書は 11 ページ、総会資料は 19 ページです。</p> <p>譲渡人は、大阪府守口市大久保町〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野神東原東集落にお住まいの有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりです。</p> <p>譲受人宅からは、車で 25 分のところにあります。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては、農業廃止、譲受人につきましては、規模拡大でございます。</p> <p>有限会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と家族 3 人でお茶を主に栽培されており、申請地にもお茶を作付するとのことです。</p> <p>また、お茶摘採栽培一式、管理機 13 台、2 トン車 3 台、運搬車 2 台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の</p>

		<p>適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 125 番について、審議いたします。番号 125 番は、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました番号 125 番を報告いたします。</p> <p>議案書は 11 ページ、総会資料は 20 ページです。</p> <p>譲渡人は、熊本市にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりです。</p> <p>譲受人宅から、場所は 1 分のところにあります。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大です。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で生産牛を中心に水稻を栽培されており、申請地にも水稻を作付する予定とのこととです。</p> <p>また、トラクター、田植え機等を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
会場 議長 委員	萩迫 福岡裕幸	
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長 会場 議長	委員 萩迫 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>次に、12 ページ、番号 126 番について、審議いたします。それでは、同じく福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>会長より依頼のありました番号 126 番を報告いたします。</p> <p>議案書は 12 ページ、総会資料は 21 ページから 23 ページです。</p> <p>譲渡人は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりです。</p>

		<p>譲受人宅から、今年新築した家の隣にあります。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては、新規就農でございます。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で自家消費用の野菜や両親とともに水稲を栽培しており、申請地には自己消費用野菜を作付する予定とのことです。</p> <p>また、トラクターや軽トラを保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号127番について、審議いたします。それでは、福留委員の報告をお願いいたします。
委員	福留	<p>会長より依頼のありました番号127番を報告いたします。</p> <p>議案書12ページ、総会資料は24ページです。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されているとおりです。</p> <p>譲受人宅からは、車で5分のところにあります。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、奥さんと2人でピーマンを主に栽培しており、申請地には甘藷を作付する予定とのことです。</p> <p>また、トラクター2台、軽トラ2台、トラック1台、ハーベスター1台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号128番について、審議いたします。それでは、隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	会長より依頼のありました番号128番を報告いたします。

<p>議案書は 12 ページ、総会資料は 25 ページです。 譲渡人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さん、71 歳です。 譲受人は、松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、60 歳です。親戚関係にあたります。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、5分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、家族3人で、甘藷、じゃがいも、大根、キャベツを栽培しており、申請地には甘藷を作付けする予定とのことです。 また、トラクター7台、甘藷ハーベスター2台、ブームスプレイヤー1台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第5、議案第77号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第78号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>まずは、14 ページ、番号10番を審議いたします。現地を調査された平川委員の報告をお願いいたします。</p>	<p>議案書は 12 ページ、総会資料は 25 ページです。 譲渡人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さん、71 歳です。 譲受人は、松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、60 歳です。親戚関係にあたります。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、5分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、家族3人で、甘藷、じゃがいも、大根、キャベツを栽培しており、申請地には甘藷を作付けする予定とのことです。 また、トラクター7台、甘藷ハーベスター2台、ブームスプレイヤー1台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第5、議案第77号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第78号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>まずは、14 ページ、番号10番を審議いたします。現地を調査された平川委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫</p> <p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>〇〇さんは、認定農業者であり、家族3人で、甘藷、じゃがいも、大根、キャベツを栽培しており、申請地には甘藷を作付けする予定とのことです。 また、トラクター7台、甘藷ハーベスター2台、ブームスプレイヤー1台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第5、議案第77号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第78号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>まずは、14 ページ、番号10番を審議いたします。現地を調査された平川委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 平川</p>	<p>議案第78号、番号10番について報告いたします。 調査日は、12月4日、調査員は、栢山委員、垣内委員と私、平川です。 譲渡人は、有明町野神頭方限集落にお住まいの〇〇さん。 譲受人は、同じく野神立本集落にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所ですが、山重校区の国道269号線のセブンイレブンより南東方面野神小学校方面へ1km進んで、沢津電気があります。その沢津電気を過ぎたところを左折し、そこより100m進んだ右側に位置します。 〇〇さん宅の息子さんの家の隣になります。 除外の目的は農家住宅です。 排水は、現在道路より低い土地にあるので、1mぐらい盛土し、道路の高さよりやや上に上がるようにして、側溝のほうに流していくとのことでし</p>

		<p>た。</p> <p>その他の指導としては、畑かん給水栓の位置の移動を、曾於南部土地改良区などと協議中とのことでした。また、畑の入口と住宅の入口は別々に準備し、分けて使用することとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、集落接続施設のため、第1種農地に該当します。</p> <p>第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。許可できる場合の既存施設の拡張に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地より除外してもやむを得ないのではないかとこの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
委員	垣内	<p>次に、番号 11 番を審議いたします。現地を調査された垣内委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 78 号、番号 11 番について報告いたします。</p> <p>調査日は、12 月 4 日、調査員は、栢山委員、平川委員と私、垣内です。</p> <p>譲渡人は、松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、京都市伏見区に事務所のある〇〇株式会社 代表取締役〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇事務所の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、総会資料 31 ページから 32 ページです。</p> <p>除外の目的は、太陽光発電施設です。</p> <p>排水は、30 cm の畦畔を設置し、北側に勾配をとって、南側への流出を防ぎます。敷地内に溜め桝を設置し、地下浸透する計画とのことでした。</p> <p>指導内容は、施設内の管理は会社で定期的に行うとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないのではないかとこの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>

会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第6、議案第78号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。</p>
委員	中之内	<p>次に、日程第7、議案第79号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、16ページ、番号40番を審議いたします。 現地を調査された中之内委員の報告をお願いいたします。 議案第79号、番号40番について報告いたします。 調査日は、12月4日、調査員は、吉野委員、今市委員と私、事務局より1名でございました。 資料につきましては、33ページから35ページでございます。 譲渡人は、徳島県徳島市津田町〇丁目〇〇番〇〇号にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志町志布志〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんです。立会人もご本人でございました。 申請地の場所、所在、地目、面積、周囲の状況等につきましては、それぞれ議案書及び総会資料のとおりでございます。 転用目的は、駐車場で、現在、会計事務所前の駐車場に来客用のスペースがないということから、従業員用及び社有車を申請地に移したいということでございます。 申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当いたします。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし) 異議なしと認めます。</p>
委員	吉野	<p>次に、番号41番を審議いたします。 現地を調査された吉野委員の報告をお願いいたします。 議案第79号、番号41番について報告いたします。 調査日は、12月4日、調査員は、中之内委員、今市委員と、私、吉野です。 譲渡人は、志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志町安楽大迫集落に事務所のある有限会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。 申請地の場所、所在、地目、面積、周辺の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p>

		<p>場所は、こまみず酒店の信号機の北側、80m先の左側に位置します。 転用目的は、資材置場です。</p> <p>〇〇さんは、植木関係をされておりまして、その資材置場にしたいということでございます。</p> <p>排水は、県道脇にある側溝に流すということです。50 cmから1 mの盛土をしてそこに流すということでございます。</p> <p>申請時の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地になりますが、集落の接続施設の要件を満たしているということで、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議 ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
委員	栞山	<p>次に、番号42番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された栞山委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第79号、番号42番について報告いたします。</p> <p>調査日は、12月4日、調査員は、平川委員、垣内委員と私、栞山です。</p> <p>譲渡人は、有明町原田にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、鹿屋市笠之原町にお住まいの〇〇さんで、親子関係になります。</p> <p>立会人は、〇〇事務所の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>転用目的は、一般住宅です。</p> <p>排水は、合併浄化槽で処理し、目の前の県道側の側溝に流すとのことです。</p> <p>その他といたしまして、一般住宅の転用は、500㎡以下であるため、それ以外の農地は畑として利用するそうです。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議 ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
		<p>よって、日程第7、議案第79号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p>

<p>委員 今市</p>	<p>次に、日程第 8、議案第 80 号、非農地証明願の承認についてを議題とします。</p> <p>まずは、18 ページ、番号 21 番を審議いたします。現地を調査された今市委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 80 号、番号 21 番について報告いたします。</p> <p>総会資料は、42 ページから 44 ページです。</p> <p>調査日は、12 月 4 日、調査員は、吉野委員、中之内委員と私、今市と事務局より 1 名の同行がありました。</p> <p>申請人は、志布志町田之浦〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の場所、所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>周辺の状況等ですが、申請地は平成 13 年に売買で取得されましたが、道幅も狭く、使いにくかったため耕作できないまま 20 年以上が経過し、現況は、雑木やかずら等が全面蔓延って、荒廃しております。以上のことから、農地の復元が困難となったものです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 8、議案第 80 号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。</p>
<p>事務局 黒石</p>	<p>次に、日程第 9、議案第 81 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてを議題とします。</p> <p>はじめに、農用地利用集積等促進計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 81 号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、促進計画(案)のうち、所有権移転分について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 20 ページ、農用地利用集積等促進計画(案)の総括表の所有権の移転をご覧ください。</p> <p>今回の促進計画(案)は、所有権移転の予定時期が令和 7 年度の 2 月 28 日となるもので、所有権を移転する者は 1 人、所有権の移転を受ける者は 1 人で、面積は田が 2,548 m²となっております。</p> <p>所有権移転の詳細につきましては、議案書 21 ページに掲載してございますので、お目通しください。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>

議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。</p> <p>まずは、21 ページ、番号 1 番から番号 3 番までと 20 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
事務局	河野	<p>次に、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 81 号の農用地利用集積等促進計画 (案) の利用権の設定分について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、22 ページから 32 ページとなっております。</p> <p>まずは、議案書 22 ページの総括表の利用権の設定分をご覧ください。今回の促進計画 (案) は、始期が令和 7 年度の 2 月 28 日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 78,232 m²、畑が 275,422 m²、樹園地が 261,441 m²で、合計しますと 615,095 m²となっております。農地の地権者数は 121 名、耕作者となる配分予定者は 69 名です。</p> <p>借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。</p> <p>以上で、議案第 81 号、農用地利用集積等促進計画 (案) の利用権の設定分について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、審議いたします。</p> <p>まずは、23 ページ、番号 1 番から 32 ページ、番号 277 番までと 22 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
事務局	官島	<p>よって、日程第 9、議案第 81 号、農用地利用集積等促進計画 (案) の承認については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 10、議案第 82 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更 (案) に係る意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 82 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更案に係る意見についてご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、意見を求められ</p>

		<p>た今回の地域計画の変更でございますが、議案書 34 ページ、番号 6 番は、先ほどの議案第 78 号、農業振興地域整備計画変更協議にかかる番号 10 番で審議されましたところの該当地番を野神区から除外する変更でございます。</p> <p>次に、番号 7 番は、東・志布志地区の該当地番につきまして、農地法第 4 条の規定による許可申請を提出するために、地区から除外する変更でございます。なお、許可申請につきましては、今後提出されることが予想されます。</p> <p>次に、番号 8 番は、先ほどの議案第 78 号、農業振興地域整備計画変更協議にかかる番号 11 番で審議されましたところの該当地番を新橋区から除外する変更でございます。以上、ご審議方、よろしくお願いたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 10、議案第 82 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更(案)に係る意見については、農業委員会としては、特に異議なしの意見を付し、市長へ報告することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 11、議案第 83 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	黒石	<p>議案第 83 号、農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書 36 ページをお開きください。</p> <p>番号 17 番の申出者は、有明町山重にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。</p> <p>あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、栢山委員、山下委員の指名をご提案いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 11、議案第 83 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 12、議案第 84 号、農業委員の辞任に関する諮問についてを議題とします。議案第 84 号は、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお</p>

<p>会場 議長 萩迫 事務局 黒石</p>	<p>願いたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 84 号、農業委員の辞任に関する諮問について、ご説明いたします。追加議案を本日机の上にお配りしましたが、議案発送後の 12 月 12 日に、別紙のとおり、志布志市長宛てに、〇〇氏から辞任届の提出がありました。</p> <p>農業委員は、農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができます。</p> <p>今回の辞任届を見ますと、健康上の理由によりとあり、みなさんご存じのとおり、〇〇氏は、今年に入り体調を崩し、定例総会にも出席できないことも度々ありました。そのような中でも、農地利用の最適化の推進など出来る範囲内で活動されておりましたが、事務局といたしても本人の意思を尊重しなければいけないと考えているところであります。</p> <p>今回、もし農業委員会の同意を得ましたら、市長へその旨の答申を踏まえ、市長が判断され決裁することとなります。なお、辞任の時期は、令和 7 年 12 月 31 日を希望されております。</p> <p>以上で、議案第 84 号、農業委員の辞任に関する諮問についての説明を終わります。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 12、議案第 84 号、農業委員の辞任に関する諮問については、市長に対し辞任に同意する旨を答申することに決定いたしました。</p> <p>ここで、〇〇委員の入室を許可します。</p>
<p>会場 議長 萩迫</p>	<p>(〇〇委員 入室)</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。</p>

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員